

違っている点が私としてはきわめて理解ができないのでございます。この点を明らかに御説明を願いたいと思うわけでございます。

○説明員(池田俊也君)　ただいま御指摘いただきました点は、実は、私ども法案の作成過程でかなり考慮した点でございます。御指摘のように、沿振法におきましては、漁船の經營規模といたしましては千トントンというところで線を引いておるわけですが、その他の中小漁業に関しますいろいろな法律がござりますが必ずしも一致していないわけでございます。たとえば中小漁業融資保証法という法律がございますが、

〔理事任田新治君退席、委員長着席〕
これは漁船の規模といたしましては一千トンとい
うところで線を引いておるわけでござります。
それで、私ども前から御説明申し上げております
ように、この法案は沿振法の線にのつてござ
るわけでございますが、必ずしも沿振法そのままで
の施行法でいう形ではないわけでござります。
法律の形式的な点から申し上げますと、必ずしも
沿振法で規定しております中小漁業の範囲と全く
同じでなければならないということはないのですが
なからうかということを一つ考えたわけでござい
ます。

それから中小漁業の範囲というのは、私どもが從業員の規模は三百人以下という点は同じでござりますけれども、漁船の規模といたしましては三百トンということに限定をしたわけでござります。ところが、これがその後法律改正がなされまして、一般的には千トン、それからその他若干のあれがございますが、そういうふうに逐次広がつたというような経過がござります。そこで、

私どもいたしましては、やはりそういう経過をたどってみますと、中小漁業者の範囲というのも、そのときの漁業経済の実態に応じて若干ずつは変遷をしているのじやなかろうかという感じが一ついたします。

それから法律のそれをおきまして中小漁業を扱ってはおりますけれども、ねらいが若干ずつ違いますので、そのねらいに応じて最も適切な規模を検討されました結果、若干ずつの違いが出てきています、かように考るわけでございます。

それで、今回の中小漁業振興特別措置法の立案過程におきまして、非常に苦慮した点でございますが、この法律は一つの振興のための助成等の法律でござりますので、私どもいたしましては、これを狭く限定するは必ずしも実情に合わないのではないかうか、かように考えまして、従来あります基準の中でやや広いほうの基準を採用したと、かような経過でございます。

○川村清一君　ただいまの御答弁では全然納得できない。まあ非常に問題をはらんでいると私は思ひます。

まず、二つの点から申し上げますが、前段におきまして、この法律は沿振法には準廻しておるけれども、何も沿振法にかかるものではないといつたような意味の御答弁がなされたのであります。沿振法の第九条、これはもう法律の専門家でございますから、私があえて読む必要はないと思いますが、衆議院の委員会において、長官は、数回にわたってこの点ははつきりお答えされておりまます。沿振法の第九条、これはもう法律の専門家でございますから、私があえて読む必要はないと思ひます。本法でいろいろなされんとしておるのには、この第九条にうたわれておるこの問題を実際に実施しようとする、それを具体的に示したものである、かようて御答弁されております。そして、沿岸漁業につきましては第八条、それから、いわゆる沿岸漁業等、すなわち沿岸漁業と中小漁業に対する政策としては第三条に、やらなければならぬこととの国の政策がずっと抽象的に書かれております。そして第八条に、構造改善事業とか、その他沿岸漁業推進のためにやらなければな

らない事項が書かれている。そして、第九条のこと項は、沿岸漁業「等」の部分、すなわち中小漁業の振興策、具体策をやろうということがうなづかれてゐる。それを具體化したものが本法であるということを長官は明らかに御答弁されております。いまの部長のそういう御答弁では、全然納得いきません。

それからもう一点、これは大臣にお聞きしなければならないのですが、いま部長が言われました、この法律におきましては中小漁業の範囲をこうとらえたい。また、こちらのほうの法律では中小漁業の範囲をこういうふうにとらえる。こちらの法律では中小漁業の範囲をこういうふうにとらえる。まことに水産法律というものは廢詞不思議的な法律をたくさんかかえておるところだと思うのです。たとえば中小企業に、中小漁業には何か、こういう一本定義がありますならば、中小企業といふものは、その定義は変わらないと思うのであります。ところが、先ほど御答弁がありましたように、水産業協同組合法いわゆる水協法の第十八条、これに、「組合員たる資格」がうたつわれております。その中に、第十八条の第三号に、

「その常時使用する従業者の数が三百人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が百トン以下であるもの」、こういふうにここにうたい、さらに第五項の二には、「その常時使用する従業者の数が三百人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が千トン」、それから「業種別組合」であります、これにあっては、「二千トン」、「以下」、こういふうになつておる。これが水協法であります。ところが、漁業生産調整組合法になりますといふと、これの第二条の第一項に、「この法律において「中小漁業者」とは、次の各号に掲げる者をいう。」、こういつて、『漁業を営む法人で、その常時使用する従業者の数が三百人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が千トン以下であるもの』、こういふうにうたつております。それから漁業災害補償法、この第三条、この法律にもまた、

「この法律において「中小漁業者」とは、次に掲げる者をいう。」と、こういって、第四号にまた、「常時使用する従業者の数が三百百人以下」と、「かつ、その使用する漁船の合計総トン数が千トン以下」、それから「十八条第四項の規定により」と、こういって、ちょっと文章が長いですから省略しますが、また「二千トン」というのがそのままに入つておるわけであります。それから今度また、別な法律、これは漁船損害補償法、これは「保険の目的」というところにまたこういうものが規定されておるわけであります。読むのを省略します。そうしてまた、別な法律、中小漁業融資保証法、この法律になりますといふと、この第二条に、「この法律で「中小漁業者」とは、左に掲げる者をいう。」と、こういって、また、「その常時使用する従業者の数が三百人以下であり、且つ、その使用する漁船、こういって、これは「合計総トン数が千トン」、そつしてもう一つの条件があつて、「二千トン」と、これは部長の言つているとおりであります。

私が何としても了解できませんのは、いま六つの法律をあげたのですが、同じ漁業に関係するいろいろな法律で、その法律ごとに「この法律において「中小漁業者とは」と、と言つてある。そして、その「中小漁業者」の定義を一々うたわなければならぬ。これはどういうわけなんですか。ここに漁業のきわめて複雑であり、また怪奇な一面があるんではないかと、こう思うわけです。これをですね、もっと何とか、法律ごとに一々「中小漁業者」とは」と、といってこう定義をうたわなても、中小漁業者とはこういうものであると、一本きちんとうたつて、すべての法律が首尾一貫してそれが生かされ、沿岸漁業の振興中小漁業の振興、このためにすべての法律が集中的にそのほうに向かつて活動する、そうでなければうそではないか、かのように考えておるわけではありませんが私の申し上げたことを大臣は御理解いただいたかどくわかりませんが、大臣もこんな複雑なことを初めてお聞きになつたと思うのであります。しか

○政府委員(久宗高君) 御質問の趣旨は、私どもも全く同感に考えておるわけでござります。でありますならば、各種の法律につきまして中小漁業の定義が一致することが望ましいと思うわけであります。

れをお聞きになつてどういう御思想を持たれますか。ほかの産業の法律にこんな法律がござりますか。私は法律はあまりわからないのですから、ありますれば教えていただきたいと、こう思う次第であります。

経過的な問題は先ほど申し上げたわけでありま
すが、一番最初の御質問にございましたような沿
岸漁業等振興法、いわば基本法でございますが、
これとの関連でございますが、沿振法におきま
しては、いわば基本的なものをきましたので、当
然定義をせざるを得ないわけでございますが、む
しろ考え方といたしましては大きな方針ないしは
訓示的な規定を中心いたしておりますので、い
わば常識的な意味の沿岸漁業並びに中小漁業とい
うものについてはこうあるべきだと、こういうよ
うな決定が基本になつておると思つてございま
す。

そこで、先ほど部長から申し上げましたよう
に、今回、中小漁業の特別な振興対策を立てるに
つきまして、具体的に第九条そのものを引きまし
て、これに基づいて云々というような書き方にい
たすべきか、あるいはそもそも第九条そのものを
落としまして別途につくるべきかというようなこ
とににつきしましては、部内で相当議論があつたので
ございます。そこで、法制局ともいろいろ御相談
いたしました結果、沿振法はまさに基本法的なも
のでございますので、大きな施策の方針がそこで
述べられておるいわば訓示的な規定でござります
ので、その精神に基づきまして、特別な振興法と
いう形の特別法をつくって処理することが一番現
実に即するだらうということで、このような規定
になつたわけでございます。

その際、御承知のとおり、沿振法ができました
前後から、協同組合法にも若干の改正がございま
す。

して、現実のたとえば融資をいたします場合に、
基本的には三百人以下、千トン未満というところ
がいわば中小漁業の中核でございますけれども、
具体的に融資をしようと思つて当たつてみます
と、たとえば業種別組合の組合員であれば、同じ
く中小漁業として考へました場合に二千トンまで
考へてもおかしくないではないかという現実問題
がございまして、現に公庫の融資にいたしまして
も、あるいは先生がいろいろ御指摘いただきまし
た各種の特別法におきましても、基本的にはやは
り中小漁業の中核は千トン未満、三百人以下とい
うことでございますけれども、施策の内容により
ましては、若干それを例外的にふくらませて、現
実の需要に合わせておるわけでございます。
そこで、今回、もし本格的にやるといったしますれば、沿振法そのものにつきましても規定を改正し
ていただきまして、それに基づきまして各種の法
律も直してしまうということを実は考えてみたわ
けでございます。おかげいただきました幾つかの
漁業法案の中身も、それぞれ若干づつ角度が違
いますので、それに伴う財政措置その他の関係でバ
ランスをとろうとすれば一つの統一方法もできる
わけでございます。他の漁業以外の中小漁業との
関連といったものが特にやかましく言われます法
律もございますので、さような意味で実はこの段
階で統一しかねておるわけでございます。
ただ、御質問の根底に、何か非常にあいまいに
しておいて、入れるべからざるものを入れるので
はないかといった御議論が一つあるのではないか
というふうに思うわけであります。もう一つは、
かりにこういう内容でいいといったしましても、法
制的には不備ではないかという純然たる法律論上
の御指摘と、両方あると思うわけでございます。
しかしながら、私どもとしては、さようなことは
ないわけでございまして、現に今度の法律におき
ましても、税の対策と金融が中心でございますの
で、現在の金融公庫の扱いからいたしまして、こ
れをかりに厳密に千トン未満に限定いたします

と、すでに融資を受けておりますようなものにつきまして既得権を侵すことにもなりますし、また解決してこれが妥当とも考えられませんので、範囲を広げまして特に振興に必要な業種を取り上げようといたしますと、この程度の例外規定が含まれざるを得ないただ、それが定義の中で述べざるを得ませんので、何かまちまちな感じをいたしまして、私どももそこを整備いたしたようなわけでございまして、考え方といたしましては、基本的な中小漁業の中核というものは現在の段階ではやはり千トン以下三百人以下というところが常識的であろう。しかし、その点を厳密に切つてしまつたのでは、現在やっております一連の漁業対策としてバランスもおかしいし、特に今回振興しようということになれば、そこまで含めまして決しておかしいことはない、こう考えております。

もそれぞれの経緯があるにいたしましてもまちまちでございますので、できるだけ早い機会にこれが統一できないものかどうかにつきまして検討を進たいと考えておるわけでござります。

〔委員長退席、理事任田新治君着席〕

○川村清一君 大体いまの御答弁でわかりました
が、いずれにいたしましても、沿岸漁業等振興法
は漁業の基本法であります。漁業基本法というそ
ういう名前をつけるべきものを、こういう沿振法
という名前で法律が規定されているわけであります。
したがって、本来ならば、第二条で、この法
律の規定する業種である沿岸漁業というものと中
小漁業と二つにきちつと分けて、中小漁業とはこ
ういう漁業を言うのだということを本法ではつき
り権威づけるべきものだらうと私は思うのでござ
います。法体制のほうからいって、まあ法律のほ
うにつきましてはまことに未熟な者でございます
けれども、常識論として私はそう考えるものでござ
ります。

そこで、この沿振法で中小漁業というものを政
令事項にゆだねておるということが私には不可解
であります。政令事項にゆだねたということが、
要すればいろんな法律の中で中小漁業というもの
の定義が統一されちゃおらないから、そこで、本法
にうたうことができないので、基本法である本法
に中小漁業を定義づけないでこれを政令にまかし
てある、政令でうたつてあるということが間違い
だと思うのでありますから、いま長官も言われま
したが、こういう混迷を避ける意味におきまして、
ぜひひとつ十分御検討の上に立つて、各種法律の
中小漁業というもの定義を統一されまして、そ
うしてこれを基本法の本法でうたうか、うたうこ
とがむずかしいのであるならばきちつと政令を変
える。私は非常に不思議に思うのは、ほかの法律
の本法の中には「中小漁業とは」とうたつてある
のですから、これは立法院の国会でもって決定し
ておるわけですね。ところが、基本法の沿振法の中
における中小漁業といふものは政令でまかせられ
て、国会で審議していない。まことにこれは矛盾

しておると思う。こういうことはおかしいと思うのです。ですから、ぜひ今後御検討をわざわざしたいと思います。

そういう混迷があるから私はあえてもう一つ事実問題を取り上げて申し上げたいのですが、沿振法に基づいて政府が国会に対し義務づけられておる、政府がその年ににおいて漁業政策として行なったその事項をいわゆる年次報告として国会に報告される白書、これは非常に権威のある農林省の報告書であります。これを検討いたしますところまた、きわめて不都合な点があるのでござります。すなわち、白書の三六ページ、ここに「中小漁業の主要漁業種類別の生産の推移」という表があります。これで検討いたしますところが、今度は四〇ページ、「その他の漁業の主要漁業種類別の生産の推移」という表がございます。これにはいわゆるその他の漁業の生産量、生産金額が載っているわけです。前のはうページには沿岸の生産量、生産額が載っております。そうすると、われわれ国會議員は、国会におきましては——といいますのは、日本の国民です。國民は、日本の漁業のあらゆる漁種の生産というものがこれでわかるわけですね。分け方はどう分けているかというと、沿岸漁業、中小漁業、その他の漁業と、こうここに分類してありますね。その分類をわれわれは分析して、そうしてそれを問題にして国会において議論いたしますし、本会議で質問いたしますね。ところが、この中小漁業振興特別措置法案の中にももちろん書いておりませんけれども、いろいろ衆議院の審議あるいは当委員会における論議をお聞きいたしますと、今度やがてこの法案ができるというと、業種を指定いたしますね。そうして、指定されまし

いま私が何を言おうとしているか、もうおわかりになつたと思いますが、

【理事事任新治君退席、委員長着席】

この四〇ページの「その他の漁業の主要漁業種類別生産の推移」という表の中には以西底びき網漁業というものが載っていますね。そこで、この法案ができた場合にまず何の業種を取り上げて施策をなさろうとしておるのかと、いうお尋ねに対しまして、政府のほうは、まずカツオ、マグロ漁業、以西底びき網漁業を取り上げてこれを指定して、これに対する振興計画を立てて、そして金融、税制面のそういう施策をしようと言つておられますね。ところが、国会に報告されるレポートの中に

おいては、以西底びき網漁業というものは中小漁業じゃございませんじやないですか。これはその他の漁業じゃございませんか。このその他の漁業は、何で一体今度は中小漁業に入つてくるんですか。私はおとこしの選挙で出てきた議員ですから、その前のことわざりませんが、一休この白書と

いうものはいつから出されておるわけですか、何年前から。そうすると、国会に報告されるたびに、他の漁業の中に入れておった以西底びきを、今度は中小漁業のほうに持つてきて、そして中小漁業の施策に入れようとしている。そういう考え方だから、中小漁業とはという定義がめちゃくちゃなんだ、こういう間違いが生ずるのはないかと私は思うのであります。これは私はまさに理解できない。この点をひとつ明らかにしていただきたい。

○政府委員(久宗高君) 御指摘のとおりでございまして、この点は、この間もちょっと申し上げたと思うのでございますが、はなはだ不親切な書き方になつておりますて、統計を掲げます場合に、定義とか統計の根拠につきまして、もつと詳しい注を見やすいところにおつけしておかなければならぬとつく考へているのであります。御指摘のように、私どもも、沿振法ができましてから、白書を出します場合に、その中で中小漁業その他の漁業について、その表現をいたします場合に、誤解

で、いまここで掲げておりますよう分類をいたしております。その段階におきましては、以西底びきがいわばその他の漁業という範囲で、そういう形で統計をとるような統計のとり方をどこがとおいては、以西底びき網漁業といふのは中小漁業じゃございませんじやないですか。これはその他の漁業じゃございませんか。このその他の漁業をそのまま分析いたします場合に、白書の中

にこういうかこうで実は数年にわたつて毎年書いてきております。

今回の中小漁業について特別施策を講ずるといつたようなことになりますと、特にその辺の問題が実は問題になるわけでござりますので、本年の漁業の施策に入れようとしている。そういう考え方だけではあります。それで、一度してやっぱり取り上げておることは、白書は沿岸漁業、中小漁業、これらはよく分析しておる。まあ数字をただ羅列しているにすぎませんけれども、しかし、よく分析はしてある。それからどうしようとするそのかまえ、ビジョンというものはないけれども、しかし、その他の漁業については、ちつとも触れていかない、全く隠しておる、こういうような議論がなされておるのであります。そこにやはり問題があるわけです。その他の漁業といふ、いわゆる大資本漁業であります。この大資本漁業といふのを隠してなかなか出さない、こういうところに問題があるわけであります。その他の漁業に今まで入つておつて、今度初めて私はこれを発見したわけであります。この法律ができるというと、まつ先にまずこの法律の恩恵を受けようとしてまかり出でてきたわけですが、私はとてもこれはよく理解ができないわけあります。こういう点がありますので、十分ひとつ御検討をいただきたい。この点だけでも私はもっとと突っ込んでやりたいと思うのであります。時間が関係もありますから、これはこの辺でやめますが、重大な問題であります。大体、国民に責任を持つて農林省が法律に義務づけられて国会に提案するところの白書がそういう誤りを

の定義に合わせまして統計も組み直して、ただ御報告することでもござりますので、当然さような注意をいたすべきだったと考えております。なま、あるいはかぎでカッコでもいたしましてこうお、ここで掲げております中小漁業につきましては非常に長い昔から統計でございますの

○川村清一君 長官、この問題はきわめて重大な問題なんです。それで、実は、去年の通常国会においての昭和四十年度の白書に対する代表質問を私がやつたわけであります。ことしはわが党の達田委員がなされました。それから私の前には渡辺委員がだれかがなされて、私も、やるとき、先輩の質問の内容を官報で読ましていたので勉強しましたが、それで一貫してやっぱり取り上げておることは、白書は沿岸漁業、中小漁業、これらはよく分析しておる。まあ数字をただ羅列しているにすぎませんけれども、しかし、よく分析はしてある。それからどうしようとするそのかまえ、ビジョンというものはないけれども、しかし、その他の漁業については、ちつとも触れていかない、全く隠しておる、こういうような議論がなされておるのであります。そこにやはり問題があるわけです。その他の漁業といふ、いわゆる大資本漁業であります。この大資本漁業といふのを隠してなかなか出さない、こういうところに問題があるわけであります。その他の漁業に今まで入つておつて、今度初めて私はこれを発見したわけであります。この法律ができるというと、まつ先にまずこの法律の恩恵を受けようとしてまかり出でてきたわけですが、私はとてもこれはよく理解ができないわけあります。こういう点がありますので、十分ひとつ御検討をいただきたい。この点だけでも私はもっとと突っ込んでやりたいと思うのであります。時間が関係もありますから、これはこの辺でやめますが、重大な問題であります。大体、国民に責任を持つて農林省が法律に義務づけられて国会に提案するところの白書がそういう誤りを

おかしておるなんということは、とんでもない話だと思う。この点、十分御反省をいただきたいと思うわけであります。

さらに話を進めたいと思ひますがまあいすれにいたしましても、わが国の中小漁業といふものは、これは全体の総漁獲量の約五二%を占めておるわけでござりますから、きわめて重要な業種でございます。ますます拡大されなければなりません。

そのためには、中小漁業振興のための施策を強力に推進していくべきは当然でございまして、そのことによって大いに拡大されておる需要にこたえていかなければならぬ、かよううに考えておるわけでございますが、しし、別な角度からこれを考えてみますというと、一面、中小漁業及びその他の漁業がわが国漁業政策の上に大きなウエートを占めているということは、これはまたわが国漁業構造上の点から考えてみますときに、大きな弱点であると私は考へているものであります。ある意味におきましては、これは日本の漁業の悲劇である、かよううにさえ評価しております。

これも白書に示されました数字を拾つて読んでみたわけでございますが、昭和四十年のトン数別、階層別の漁船の隻数を見ますというと、漁船の総隻数は三十八万一千百四十四隻あります。そのうち無動力船と十トン未満のいわゆる沿岸の漁船、これが三十六万三千六百三十二隻あります。全体に占める割合は實に九六%であります。日本全体の漁船隻数の九六%は無動力船と十トン未満の船であります。十トン以上の船、すなはち中小その他他の漁業といふものは、一万七千五百十二隻で、全体から見ますというと、たったわずかの四%であります。この漁船で生産される生産量を見ますというと、沿岸漁業は三三・一%であります。中小漁業は五一・三%であります。その他の漁業は一四・六%であります。したがつて、中小とその他を合わせて六六・九%、實に約六七%であります。これを生産金額に直しますというと、沿岸が四一・七%、中小が四五・七%、その他が一二・六%、計五八・三%、この数字をもとにして考え

てみますと、これはひとつ十分検討していただきたいと思うのですが、日本全体の九六%を占めておる漁船階層が、全生産量の分け前はわずか三三%，三割ちょっとであります。そして、わずか四%しかないところの漁船隻数で約七〇%近く沿岸漁民の生活の向上なんというものはとうてい考えられないわけであります。したがって、沿振法に基づいて沿岸漁業振興のための構造改善事業なんといふことも行なわれております。いろいろ行なわれておりますが、さてその沿岸漁業構造改善事業の効果がどの程度あがってきたか、これはまた白書によって調べてみますというと全然あがっておらない、横ばいでございます。

はつきりお聞きしたい。これは相当の勇気をもつて大胆な決断をなさなければ、これは容易なことではないと思うのであります。せひひとつ士官の決意をお聞かせいただきたいと思います。

○國務大臣（倉石忠雄君）　お話のように、わが国の漁業の經營を見ますと、多くの種類に分かれていますが、いまお話しのように、沿岸が非常に零細性であり、しかも低生産性である。いまの中小と沿岸の漁船の割合を白書の統計によつてお示しになりましたが、そういうところから生まれても、やはり沿岸の一一番零細な經營のほうが生産性が低い、ということがわかるわけであります。したがつて、私どもいたしましては、今回御審議を願つております中小漁業振興法案はもつろんのこととりますが、沿岸につきましては、出でてくる魚介類が消費者に渡るために中間のロスが多いうことになります」と、沿岸で手放す価格は同一であたても、消費者にとっては高価なものに感じられることがありますので、そういう中間の流通機構に大いなる力を入れるということは、ひいては沿岸漁業を振興することに役立つものであると政府は考えまして、そういう面でも格段の力を四十二年度からよけい入れてまいりたいという施策を講じつあるわけであります。

したがつて、私どもは、いま御指摘のように、わが国の魚介類の生産の、しかも人口的に見ましても、それからあとえトン数は小さくとも漁船の數から申しましても、社会構造の中に占める漁民の状態から見ましても、非常に大事な部門でござりますから、そういう方面的に特異の力を今まで入れてまいりましたが、その成果が十分にあがつているとは申せません。そこで、なおさらに私たちもといたしましてはそういう方面的に格段の力を入れていく必要がある、また、そのようにいたしてまいりたいと、こう思つております。

○川村清一君 沿岸漁業の振興はさきめて重大でございまして、私はこの面にもっともっと時間をかけて突っ込んで議論をしたいのでござりますけれども、時間の制約がありますので、いつか機会を得まして沿岸漁業振興の問題にだけ徹底的にひとつ質問をしたいと、こう思いますが、きょうは別なほうに進めさせていただきたいと思います。次にお尋ねいたしたいことは、これは前の質問にも出ておったわけでございますが、漁業法第六十条の規定によって、指定漁業の許可更新が本年度実施されるわけでございますが、この更新についていろいろ御検討され、方針もある程度固まつておると思いますが、現在の段階におきまして、漁業法の第五十七条、すなわち適格性の条項というのがありますが、この点をどのように検討されたか。五十七条の適格性の条項を今回十二分に入れて許可更新の際に活用するというような立場で検討されたかどうか、この点をお尋ねしたい。

がござります。また、同時に、そういうことが出ますと、関係の業種いたしましてじっとしていらっしゃらないということ、やや物情騒然のような感じが昨年一ぱい実はあったのでござります。そのような時期に外国漁業の関連も出てまいりましたので、業界の受け取り方いたしましては、一齊更新によつて根本的な何か制度が変わつてしまふんではないかというような雰囲気であつたわけでございます。それが、実は、そういうことではないのでござります。少なくとも実施いたしました五年の経過によりまして具体的な調整を要するものを手直ししておきますのが一齊更新の本来の姿ではなかろうか、こう考へて、基本的な考え方といいたしましては、あくまでこれは現行法の範囲内において、現在まで経験的に得られました若干の矛盾を調整いたしまして、一齊更新におきましても、さよくな観点でこの問題に取り組んだわけでござります。したがいまして、今日までのところ、予想されましたような混乱はほとんどございませんで、ほぼ常識的にこの段階で処理ができるという見通しに立つておるわけでござります。

の処置が、私どもの手足が十分でない問題もございまして、必ずしも的確にできていないわけでございます。特に労働関係におきましては、所管も遅いまでの、御通報を受けまして私どもがそれを許可面にどう反映いたしますかという点につきましては相当異論もございまして、この段階で卒然とそれを厳密に適用いたしました場合に相当の混乱が起こり得るというふうにも考えられましたので、また、同時に、実質的な公平という意味におきまして、どうしても役所がやろうといたしましたと、厳密な何か基準に基づきまして計数的な形にとらわれて措置をとらざるを得ないわけでござりますので、実質的なその事犯の内容に立ち入った調査ができるにくい、こういうこともございまして、たために、せっかくの機会でございましたけれども、そういうようなことを基準を明らかにいたしまして切るものは切ってしまうということが実際問題として非常にできにくかつたわけでございました。しかしながら、この一年間の審議過程を経まして、この種の問題の重要性が漁業法規の励行におけるましても、労働法規の励行におきましても、相当関係業界にも浸透いたしました。やはりこの辺をしっかりとやらなければ漁業秩序というものは保てないという認識が深まつたことは、「一斉更新の副産物と申しますか、非常に大きな効果であった」と思うわけでございます。

うなことで、厳密に考えますと、非常に消極的な基準しかできないわけですが、むしろ実質的な問題にウエートを置いて、これを将来さらについを加えました場合には、直ちに取り消すといつて、何でこの機会にきちんとやらないのかという御意見も出たわけでございます。私どもといいたしましては、今回それの違反事例を相当詳細に検討いたしました結果、やはりこれは解除条件つきで将来を戒めまして、これからは時々刻々の位置にいたしましても相当地やらざるを得ないのだという認識を深めることによりまして一斉更新の本来の効果を発展的に維持してまいりたい、こういう考え方で対処をいたしております。

○川村清一君 そうしますと、結論的には、こうしたこと�이りますか。現漁業法五十七条の適格性の一の「漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠くものであること。二 労働に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること。三 許可を受けようとする船舶が主務大臣の定める条件をみたさないこと。」と、こういうようなものは適格性がないということで許可をされないわけでございますか。今回の一斉更新にあたりましては、五カ年の経緯にかんがみまして、これら条項にかかるて許可をはずされるというような船は一隻もない、結論的にはこういうことでござりますか。

○政府委員(久宗高君) 少なくともこれは基準に沿って処置をしてもしかるべきだと考えましたもので、対象を調べてみますと、すでに自覚症状がございまして、その対象がすでにない、つまり当然にこのまま持つてまいりましても許可は得られな

いということで漁業をやめてしまったものが相当ございます。したがいまして、現在、さらに相違反を犯しておりますから許可を得たいと言つておいて私のほうでけるということでおざいます。したがいまして、全然やらなかつたのではないのでございまして、やるに至らすしてすでに先方で漁業をあきらめてしまつた、こういうものが若干ございます。

なお、私どもいたしましては、現在まで調べましたものをそのまま記録を引き継ぎまして、少なくとも行政的な処理をいたしますについては、累犯が問題になるわけでござります。累犯の場合におきましても、形式的なものと実質的なものとございますので、今後の処置をいたしましては、形式犯ももちろん重要でござりますけれども、実質的な悪質なものについてこれをどう捕捉してどう処置するかという問題につきまして、関係各省ともよく御連絡をとりながら処理をいたしてまいりたい。さような意味で、形といたしましては、解除条件つきの許可にするという方式をとつたわけでござります。

○川村清一君 中小漁業の振興をはかり、漁業の生産性を向上していくためには、何といいましても、漁業経営の近代化を進めていかなければなりません。そのためには、まず、優秀な漁業労働者の数を確保することが第一だらうと考えておるわけであります。しかるに、現在、労働者が不足していることが最大の隘路であることは、お示しいただきましたいろいろな資料からわれわれはうかがい知ることができます。優秀な労働力を不足させ、労働力を求めて、中小漁業にそれを定着させる、こういうためには、まずもって、他産業従事者にこれまできわめて困難な、しかも海上の船舶内における労働という危険な労働に従事しておる漁業労働者の労働賃金を向上し、また、環境を整備し、労働条件を改善していくということは最大の要件であろうと私は考えておるわけであります。

そこで、昭和三十七年八月三十日は、漁船船

員の労働環境改善のための措置要綱が運輸省から出されております。昭和四十一年九月十六日には、漁船及び小型船舶員の労働条件改善指導要綱というものが水産庁から出されております。これは、労働に関する一つの法令でもあり、また、主務大臣の定める条件であると思うわけであります。こういったような法令、あるいは大臣の出された条件、こういったものが完全に現在なされるとは判断できませんけれども、これを果たすためにいろいろ努力しているのかどうか、また、これを果たすように水産庁は行政指導を強力にしておるのかどうか、この点をまず聞きたい。これらのこととは、漁業法の第五十七条の適格性の条項の第一、第三に該当するわけでございます。ところが、いまの長官の御答弁では、こういうようなもののために許可からはずされたというような船舶はない、この次の大きな条件にはなる、こういうような御答弁のように私は拝聴したわけでございますが、一体、現在どんな状態になつてゐるか、今後一体どうしようとしているのか。現在までどのような行政指導をなされてこの漁船の中で働く労働者を守らうとされているのか、また、そのことによつて現在の中小漁業の近代化をはからうとしているのか、この点のお考えを明らかにしていただきたいと思います。

ては相当中央といたしましては努力をいたしました
もうございます。また、運輸省なり海上保安庁
との他の関連におきましても、その問題につきま
して當時御連絡をとりながら施策を進めていたる
ところでござりますが、遺憾ながら私どもの手足に直
接労働を扱う能力がいま欠けておりまして、県の漁業
末端の段階になりますと、必ずしも徹底をいたさ
ないわけでございます。また、労働省その他
の直接労働関係の担当のところでも、これは全
般の労働問題をお扱いになっておられますので、
漁業労働のような非常に特殊な問題につきま
して、また、船員と会う機会でできにくい産業でござ
いますために、その普及にも非常に努力をしてお
いただいておりますが、なお、いまだしといふ状況
を免れないわけでございます。さようなことをも
ざいまして、意あって何が足らずと申しますか、
必ずしも十分徹底していないわけでございます。
この点、最近におきましては、団体のほうでもも
ろにこの問題を取り上げまして、役所だけでは
こういうものはやはり徹底しないので、業主の團
体におきましても、それぞれの労働の組織と直接
お話しをして、労働問題の研究なり、そういう形
での下部への徹底につきまして、二、三の組合を
おきましては中央団体ですでお話し合いも開始
しているわけでございます。さような意味におきま
して、直接行政官庁の末端組織まで急速に手を打
入れることは若干むずかしいかと思うのでござ
りますけれども、そういう気運が出てまいりました
ので、私どもといたしましては、今日示されました
た要綱その他につきましてもさらに改定を加えま
して、関係省庁と同時に業界とも、また労働の組
織とも直接御連絡をとりまして、下部への徹底を
つきまして努力をいたしたいと考えているわけで
あります。

していただきたいと思うわけであります。
○政府委員(久宗高君) 海難の問題につきましては、私ども一番苦悶いたしておる問題でございまして、お示ししました数字も、まことに恥ずべき数字だと考へておるわけでございます。中央におきます漁業の審議会におきましても、数年来、この種の問題が毎回取り上げられまして、相当突っ込んだ御説論をいたしておるわけでございまして、私どもいたしましても、打つべき手は全部打つていこうと考へておるわけでございます。今日まで打ちました手で、やはり機関故障によります事故が相当多うござりますので、この種の問題につきましては技術的な措置を打ちましたのと、また、すでにたびたび御説明いたしておりますように、今回の一斉更新を機会といたしまして、客観的に積み過ぎが発見できるような形で船の安全をはかるうといったようなことも、これを新船から強制するという形で、思い切って制度の中に乾舷マークという形で、どなたにもこれはあぶないというものがつきりわかるような形で船の安全をはかるうといったようなことも、これを新船から強制するという形で、思い切って制度の中に織り込んでみたわけでございます。また、海難防止の指導その他につきましては、できるだけの機会をとらえまして接触を保ち、また、指導をいたしておりますわけでございます。

ただ、たまたまこういうところでお話を出ましたので率直に申し上げるわけでございますが、どうも、特に最近の事例を見ました場合に、何かやはり思い切った惰性を切りませんと、とても、制度でもって許可の制度をいじくりますとか、あるいは船の機関、これはもう当然やらなければならぬことでござりますけれども、そういうことでは現在の傾向がやまらないのではないかというおそれを実は感じているわけでございます。どういてい考えられませんような非常識な出漁が、たまたま魚価と関連その他もあるのでございましょうか、実は出でるわけでありまして、これは、ただ、それじゃすぐ船を大型化したら片づくか、許可制度を変えたら片づくかという問題では実はないのでは

ないかという感じすら持つておるわけでござります。

す。何らかの機会に、従来の惰性をやめまして、ことに北のほうの事例におきましてはそういう事例が多く出るわざいります。

一般的新聞紙上にもそれがよく出るわけでございます。何かすぐに制度を変えればこれは防止できるんだといったような一般的な伝え方になつておりますが、事実私はそうではなくて、やはり経営者自体が、どう考えましても全く無謀な出発をいたしておる事例がはつきりございまして、そういう問題につきまして関係の府県とも具体的な御相談をいたしまして、この惰性をぜひ切りたいと考えておるわけであります。その方法その他につきましても、実は今日いろいろ皆さんと御相談をしておるわけでございます。何らかの機会に惰性を切るようなものの考え方をはつきりいたしませんと、またまたこういうような数字を繰り返すおそれがある。ただ許可制度その他の運用だけではどうも事足りないのでないかといふ感じを持つておるわけでございます。いろいろ御示唆いただければありがたいと、こう思つております。

○川村清一君 この問題は、長官のおっしゃられますように、許可制度だけではないと思います。積み荷の積み過ぎも確かに大きい要因でございますし、あるいはまた、過重操業、いわゆるピストン操業をやっておることも大きな原因であります。まあこれは十トン以下の船をいま問題にしておるのでございませんが、沿岸漁業のほうを問題にしておるのですが、沿岸漁業は十トン未満は経営者自身が船に乗って漁業をやっておられます。これは、中小漁業の、特に漁業法で指定されているような指定漁業を中心操業していると思ふ。そこには漁業労働者が乗つておるわけであります。そこで、労働条件、それから船の労働環境、そういうものがいろいろあるわけですね。その点は、きつと要綱で出ておるわけですから、この出でおる要綱を絶対に守らせるようになつておりますが、事実私はそうではなくて、やはり経営者自体が、どう考えましても全く無謀な出発をいたしておる事例がはつきりございまして、そういう問題につきまして関係の府県とも具体的な御相談をいたしまして、この惰性をぜひ切りたいと考えておるわけであります。その方法その他につきましても、実は今日いろいろ皆さんと御相談をしておるわけでございます。何らかの機会に惰性を切るようなものの考え方をはつきりいたしませんと、またまたこういうような数字を繰り返すおそれがある。ただ許可制度その他

をつくりても、そのことによって中小漁業は振興しないと思うから、こういうことをお聞きしてい

る。そこで、お聞きしたいのは、中小漁業に従事している労働者の賃金のことですが、賃金はどういうふうな賃金体系になつておるかでございます。いかにこんな法律をつくっても、そのことによって中小漁業は振興しないと思うから、こういうことをお聞きしてい

ます。長官は、許可をどうするかということだけ

でいいのかのだと。確かにそうだと思うのです。

○川村清一君 やはり、これが海難事故発生の大原因になつておるのではないかと私は思うのですが、長官もお答えしましたように、海難事故の数が多いということとは、国の恥でもあるばかりでございませんで、無理な操業をして海難を起こせば必ず大損害を蒙るのです。長官もお答えしましたように、海難事故の原因は、たゞ一つではありません。それは、運営条件をよくして、しかしながら運営が上がつて、そのことが働く労働者のふところに入つてくるからです。それは歩合給制度によつて何時間も寝ないでまたすぐ沖へ出していく。何

かせいただきたいと思います。

○國務大臣(倉石忠雄君) 円タクの事故発生の報告などを聞きまして、歩合制度が非常にその根柢をなしていると報告されております。歩合制度は確かに一つの方法かもしませんが、そのためには確かに歩合給を含めた平均のものでござる。それがまた、般工場の労働者の賃金と違います。これはまあ、般工場の労働者の賃金と違います。歩合給があるのではないかと思つておますが、この表は固定給、歩合給を合わせたところの賃金でございますが、込みの賃金でございますか、どうでございますか。

○説明員(池田俊也君) お出したいたしました資料で、一日当たりの賃金が出してございますが、これは歩合給、固定給を含めた平均のものでござります。

○川村清一君 そうしますと、これは歩合給と固定給の比率ではどのような割合になつておるので

すか。

○説明員(池田俊也君) これは、漁業種類によりまして実は非常に違うわけでございます。また、同じ漁業種類の中でも地区によりましてかなりそろい形が違つておるようでございますが、全体的な平均の数字を申し上げますと、最低保証つき歩合給と申しまして、歩合給の一種でございますけれども、額が非常に少ない場合に、この額までいかに苦慮されおるということを長官は先ほどから言つておられますが、しかしながら、専任者としていかに苦慮されましても、日本の漁業の恥でもあります。いかに苦慮され守るために何としてもぜひ働く労働者の命を守るために何としてもぜひ努力してまいらなければならぬと思つておるわけであります。そのためには、こういう変則的な賃金体系というものをやはり打破しなければ、近代的工場で働く労働者と同じような、まあ産業の特異性がありますから、いきなり同じくとはいきませんでも、それに近づくところの賃金体系をつくるような、そういう面にやはり努力をしていました。

○説明員(池田俊也君) これは、中小漁業の主體は、やはり漁業法で申しております指定漁業、大半分ほどございます。それから残りの半分のうち、さらにその半分くらいが歩合給でございます。これは全額の歩合給でございます。それから固定給がございまして、それに歩合給を奨励金というようなかつこうで、水揚げが多い場合はそれに、ぜひ強力な指導を運輸省とともに力を合わさせてやつてもらなければ困ると思う。そういう要綱を主務大臣は出されたけれども、それは一向に守られておらないのではないか。迷惑するの

たものでございますが、これが全体の四分の一程度でございます。

○國務大臣(倉石忠雄君) 円タクの事故発生の報告などを聞きまして、歩合制度が非常にその根柢をなしていると報告されております。歩合制度は確かに一つの方法かもしませんが、そのためには確かに歩合給を含めた平均のものでござります。

○説明員(池田俊也君) これは、中小漁業の主體

は、やはり漁業法でござります。でございますので、

志じて奨励金を支払う、固定給に歩合給を含ませておる倉石農林大臣の御見解をぜひお聞

中心的なものとのいたしましては、指定漁業が本法の対象になる場合が多いだらうと思います。しかしながら、中小漁業の中には指定漁業でございません、漁業も相当ござります。たとえば、一般的にカツリでございますとか、あるいはサンマの漁業でございますとか、相当ございますので、これにつきましては、当然本法の対象には条件さえそろえはなり得るわけでございます。本法の指定業種といたしましては、必ずしも指定漁業に限定しているわけではございませんわでございます。**○川村清一君**　ただいまの御答弁の中で、条件さえそろえ、必ずしも指定漁業でなくても本法の指定業種になり得るという御答弁ですが、その条件というのはどういう条件でございますか。

○説明員(池田俊也君)　法案の第二条の二項に、「指定業種」とは、「とじうことで、これは政令で定めるわけでござりますが、条件が二つござります。一つは、当該業種にかかる漁業生産活動の相当部分が中小漁業者によって行なわれているということ、もう一つは、当該業種にかかる漁獲量の変動とかあるいは漁業経費の増大等のいろいろな事由によりまして、中小漁業者の相当部分の経営が現在不安定である。将来あるいはそういうおそれがあるというような場合におきましては、そういう二つの条件をにらみまして政令で指定をする。こういうことになつておるわけでございました。

○川村清一君　わかりました。

そこで、お尋ねしたいことは、本法制定によって、先ほども申し下さましたが、ます振興計画に取り入れられる指定業種としては、カツオ・マグロ漁業、以西底びき網漁業が予定されておるような模様でございます。そこで、私は、いま申し上げました二つの業種が、中小漁業に属する他の業種に優先して取り上げられる要件を特に具備しているということは、提出された資料を幾度も繰り返したんねんに私自身は見たつもりでございますけれども、理解することが困難なのでござります。いま漁政部長が言われました「中小漁業者の

中心的なものといったしましては、指定漁業が本法の対象になる場合が多いだらうと思います。しかしながら、中小漁業の中には指定漁業でございません、漁業も相当ござります。たとえば、一般的にいってござりますとか、あるいはサンマの漁業でございますとか、相當ござりますので、これにつきましては、当然本法の対象には条件さえそろえればなり得るわけでございます。本法の指定業種といたしましては、必ずしも指定漁業に限定しているわけではございませんわぬでござります。
○川村清一君　ただいまの御答弁の中で、条件さえそろえれば、必ざしも指定漁業でなくても本法の指定業種になり得るという御答弁ですが、その条件というのはどういう条件でござりますか。

○説明員(池田俊也君)　法案の第二条の二項に、「指定業種」とは、「」ということで、これは政令で定めるわけでござりますが、条件が二つござります。一つは、当該業種にかかる漁業生産活動の相当部分が中小漁業者によつて行なわれているということ、もう一つは、当該業種にかかる漁獲量の変動とかあるいは漁業経費の増大等のいろいろな事由によりまして、中小漁業者の相当部分の經營が現在不安定である。将来あるいはそういうおそれがあるというような場合には、そういうおそれがある二つの条件をにらみまして政令で指定をす。こうしたことになつておるわけでございま

相当部分の経営が不安定となつております。そこで、よくお聞きしておきたいことは、そういうような中から業でも、もっともっとこれよりもいいものがある、かように私は考えております。そこで、よく私たちに優先してその業種が取り上げられる理由を私どもによく納得できるよう親切に御説明を願いたいと思います。

○政府委員(久空高君) 私どもといいたしましては、中小漁業全般につきまして基本的な施策が必要だと考へるわけでございますが、一般の中小企業に対します國の施策の中で、漁業の特殊性などございますので、現状におきましても、一應他の一般の中小企業よりも漁業の特殊性という点から考えますと、金融その他につきましても若干いい条件にあるよう思ひます。漁業プロパーで考えますと、それでは足りませんので、問題をしばりまして、政令で漁業種類を指定いたしまして、計画を立てて、それの特別な措置をとっていく、こういうのが本来のたてまえであるわけでござります。

御承知のとおり、この問題が起りましたきっかけになりましたのは、数年前、カツオ・マグロ漁業が、アメリカの景気とも関連いたしまして急速に悪化いたしました。それ自身、何らかの対策が必要だ、ということが契機になって、たまたま今回のような法案の推進役になつた経緯がござります。数字的にもお示ししておりますように、鈎獲率も落ちておりますし、また、自己資本比率などをごらんいただきましても、その経営が根本的な点において脆弱性を露呈しているということはおわかりいただけると思います。ただ、私ども第一回に本年度指定いたしますものが、いわば常識的におきました中小漁業の中ではむしろ優等生ではないかという御批判が当然あり得ると思ひます。

そこで、私どもが今回取り上げておりますのは、カツオ・マグロ漁業が日本の漁業の中に中小漁業における中核的な体系をなしておりますの

相当部分の経営が不安定となつており又は不安定となるおそれがあるため、「こうような業種なら業でも、もっともとこれよりもいいものがある、かようには考へております。そこで、よくお聞きしておきたいことは、そういうような中から特に優先してその業種が取り上げられる理由を私たちによく納得できるように親切に御説明を願ふとともに、私どもによく納得できるように親切に御説明を願ふなどに、私どもにいたしまして、久宗高君) は、中小漁業全般につきまして基本的な施策が必要だと考へるわけでございますが、一般の中小企業に対します國の施策の中で、漁業の特殊性もござりますので、現状におきましても、一応他の一般の中小企業よりも漁業の特殊性という点から考へますと、金融その他につきましても若干いい条件にあるよう思ひます。漁業プロパーで考えますと、それでは足りませんので、問題をしばりまして、政令で漁業種類を指定いたしまして、計画を立てて、それの特別な措置をとつていいこうというものが本来のたてまえであるわけでございます。

御承知のとおり、この問題が起つりましたきっかけになりましたのは、数年前、カツオ・マグロ漁業が、アメリカの景気とも関連いたしまして急速に悪化いたしました。それ自身、何らかの対策が必要だということが契機になつて、たまたま今

で、これががたがたに崩れるようなことは全体の競争関係も次第に熾烈の度を進めておりますので、これをまず取り上げたわけでございます。それから以西底びきにつきましては、現状の数字におきましてはそうむずかしい条件ではないのではないかという点も計数的には言えるわけでござりますけれども、これは網目の制限の実態等も考慮に入れ、あるいは第三回の進出状況も頭に入れ、さらにはこの委員会におきましても御指摘のございましたような資源の問題も含めて考えましたならば、これは早目に手をつけておきませんと、危機が急速に来るおそれもございます。さような意味で、この二つをまずモデルとして取り上げたわけでございます。

で、これががたがたに崩れるようなことは全体の競争関係にも次第に熾烈の度を進めておりますので、これをまず取り上げたわけでございます。それから以西底びきにつきましては、現状の数字におきましてはそうむずかしい条件ではないのではないかという点も計数的には言えるわけでございますけれども、これは網目の制限の実態等に入れ、あるいは第三国との進出状況も頭に入れ、さらにはこの委員会におきましても御指摘のごとくいましたのような資源の問題も含めて考えましたならば、これは早目に手をつけておきませんと、危機が急速に来るおそれもございます。さような意味で、この二つをまずモデルとして取り上げたわけでございます。

もちろん、このほかにももっと必要なものがあるうかと思うわけでございますが、何と申しましても、この制度は中小漁業に対しまして本格的な取り組みを初めていたすわけでございます。従来、中小企業におきましては国の施策が比較的薄い中で、非常なバイタリティをもって日本の漁業の中核的地位を占めてきたわけでございますので、国の保護を受けているということにつきましては、実は相当の覚悟が要るのではないかと思うわけでございます。このバイタリティがなくなってしまうような形にはしたくないということで、私ども一番重視しておりますのは、法律には抽象的

○川村清一君 私は、カツオ・マグロ漁業あるいは以西底びき漁業の指定業種に指定することに反対をして申し上げておるわけではございませんので、誤解なくお聞きいただきたいと思いますが、ただ、他の業種に優先してこれを一番先に取り上げられる理由が理解できない。この資料では了解できない。ただいま、長官は、自己資本がどうとか、それから投下資本の利益率がどうとかいうようなことも言われました。それは表に示されておるわけでありますが、利益率におきましても以西底びきなどは他の業種に比べて決して低くはないわけでございます。まあカツオ・マグロは若干低い。それから以西底びきも、昭和四十年は非常に低くなりましたが、これはまあ三十七年と同じで、三十八年、三十九年に比べては低くなりましたが、それで平均点は一三・八で、ほかの業種に比べて倍近くはないわけでござります。それから自己資本率におきましても、ほかの業種よりも少し以西底びきは高いわけであります。こういう点から考えて、これはほかのものよりはいいわけです。いみじくも長官が言われましたが、このいま取り上げられようとしておる業種は、他の中小漁業の中においては優等生だ。優等生を取り上げられる理由が理解ができない。どうもできないわけであります。

それからこの賃金の項の表でございますが、これをずっと見ますといふと、以西底びきやカツオ漁業というのは大休周年操業でございます。ところが、この表では、一番採算性の高い漁業は、何といましても現在のところサケ・マス流し網漁業でございます。ところが、サケ・マス流し網漁業といふのは、採算性は高いけれども、操業日数というものは、この表で見ますといふと、三十

○川村清一君 私は、カツオ・マグロ漁業あるいは以西底びき漁業の指定業種に指定することに反対をして申し上げておるわけではございませんので、誤解なくお聞きいただきたいと思いますが、ただ、他の業種に優先してこれを一番先に取り上げられる理由が理解できない。この資料では了解できない。ただいま、長官は、自己資本がどうとか、それから投下資本の利益率がどうとかいうようなことも言われました。それは表に示されておるわけでありますが、利益率におきましても以西底びきなどは他の業種に比べて決して低くはないわけでございます。まあカツオ・マグロは若干低い。それから以西底びきも、昭和四十年は非常に低くなりましたが、これはまあ三十七年と同じで、三十八年、三十九年に比べては低くなりましたが、それで平均点は一三・八で、ほかの業種に比べて特段低くはないわけでござります。それから自己資本率におきましても、ほかの業種よりも以西底びきは高いわけであります。こういう点から考えて、これはほかのものよりはいいわけです。いみじくも長官が言われましたが、このまま取り上げられようとしておる業種

ンから百トンまではわずか八十九日であります。

これはもう日ソ漁業交渉によって条約できまつてあります。だから、一年じゅうとっているわけではないのであります。一つのノルマがあつて既定の漁獲が終わつてしまふと、あとやれないのです。だから、その漁業そのものについてはいいんですよ。ところが、それが終わつたあと何をやるかというと、これはただ遊んでいるわけにいきません。裏作といいたしましては、たいていサンマの捕受けをやるとか、あるいは北洋のタラ釣りをやるとかといったようなことをやっておりますので、こういう漁業はあまり採算性がないわけであります。したがつて、サケ・マス漁業であげた利益というものは、そつちのほうでもつて補つてしまふといったようなことで、ほかに比べて、サケ・マス漁業自体はいいけれども、サケ・マス漁業等振興法第九条各号に掲げる事項に關し改善を行なつておる云々などこの条項による施策がある。こうじう中小漁業について、「沿岸漁業等振興法第九条各号に掲げる事項に關し改善を行なつておる云々などこの条項による施策がある」ことを私は申し上げるわけではございませんが、これはこれとしてよろしくうございますが、まだばならないものがたくさんあると思う。したがつて、いまこれをやめてこっちでやれというようなことを私は申し上げるわけではございませんが、これはこれとしてよろしくうございますが、まだ上げて、いろんな政府のあたたかい施策を施して、中小漁業全体のレベルアップをするように御努力願いたいということを私は御要請申し上げたい、こう思うわけであります。この点について御

○政府委員(久宗高君) 私どもも同様に考えておるわけでございまして、カツオ・マグロと以西底びきにつきましては、やはり一番この段階で考えておりますのは、国際関係を頭に置きまして、それと準備の促進の度合いその他を考えまして、まずこれでためしをやってみまして、それからさういふ拡大してまいりたいという考え方でございます。

捕受けをやるとか、あるいは北洋のタラ釣りをやるとかといったようなことをやつておりますので、こういう漁業はあまり採算性がないわけであります。したがつて、サケ・マス漁業であげた利益といふものは、そつちのほうでもつて補つてしまつといったようなことで、ほかに比べて、サケ・マス漁業自体はいいけれども、サケ・マス漁業の漁業者・経営者という観点からながめてみれば、サケ・マス漁業といふものは一年間のうちのほんの一部分なんですから、一年間の経営といふものから見れば、決していい経営ではないわけで

ます。すなわち、中小漁業を近代化していく生産性を向上させていく、こういうようなために、またこれは振興計画の中にも出てまいりまして、助言、指導の中でそういう指導をさせるのだとも思いますけれども、時間がありませんので、こまかい質問を省略して、こちらのはうから先に話をしまさうわけでございますけれども、合併する——他の法人に対して個人が合併していく、あるいはまた、出資をする、そうして新たに法人をつくる、いわゆる合併ということに相当力を入れられておる模様でございますが、こういう中でこういう心配がないのかどうか。実際問題として、私も、自分はもちろん漁業経営者では全くございません。漁業については全くのしろうとでございますけれども、浜においてます関係上、漁業経営者がいろいろなことをやつているのをこの目で見たところ、耳で聞いたりしているのですから、そういう中からいろいろな知識も知らず知らずののちについてきているわけありますが、実際のところ

る。その漁業権の権利を譲渡するわけですね。売っちゃうわけです。そうすると、これは以西底びきに例をとつて、まあこれましいのですが、以西底びきというのは実際のところ私は知らないんです。西のほうは知らないからよくわからないのですが、したがつて、その権利が一トン幾らぐらいするのかもよくわからないのですが、的当な金額をしているのではないかということだけはわかるわざであります。ところが、それを売っちゃうわけですね。売ると、当然そこに税金がかかりますね。譲渡所得税なんかがかかりますね。そうすると、その税金をのがれる一つの方便としてそういうようななかつこうもあるでありますし、また、そういう権利を取得して、そういうふうなことを大していく、あるいは船を大型化する、こういうような立場から権利貰いをしようとするそういう資本家もあるわけでございますが、そういうふうなことの中で、一体、擬裝合併といったふうなことが生ずるおそれがないのかどうか。そこへつくられた法人というものが、名目は確かに法人だ、しかしながら実体は必ずしもそうではない、こう

それからもう一点は、この法律に基づいて、今度は国のいろいろな援助があるわけでござりますが、「漁船の改造、建造又は取得」あるいは「生産行程の商業化に係るもの」、こういうものに対してしまして公庫資金から、公庫法の一部を改正いたしまして、年六分五厘の金利で十年あるいは十五年の期間の金融措置がなされる、こういうことになるわけでござりますが、この六分五厘の金利の問題でございます。これは一昨日の委員会でも問題になりましたが、私はどう考えてもこの金利は高いと思うのです。もととの金利を低くすべきである、かように考えます。

そこで、参考までに私はお尋ねいたします。日韓の漁業協定に基づきまして、民間供与三億ドル以上の中において、漁業協力資金として九千万ドルを供与することになつておるわけでございますが、あの金の使い道の中において、金融措置をする場合に、幾らの金利の金を向こうの漁業振興のために日本は協力しているのか、この点を参考までにお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(久宗高君) 今回の制度の進行過程におきまして若干むずかしい問題がござりますが、現在のこの許可制度と一般経済との関連におきまして若干むずかしい問題はございます。しかしながら、今回の指定期をいたしました場合に、最終的には農林大臣が認定するわけでございますが、その内容は、この立案過程からもすでに実行いたしておるわけでございますが、業界におきまして相当突っ込んだ御検討がなされました。また、そこで相当問題を割り切つてしまひませんと、振興計画が實際は組み立てられません。つまり、個々の經營についての問題になりますので、いわば金銭的な要素もそこに入ってくるわけでございますので、御指摘のように問題が起こりませんように私どもも注意いたしておりますが、業界におかれまして、振興計画を練ります過程におきまして、その種の問題の合理的

な解決なり要望なりにつきまして格段の努力をいたすつもりであります。

なお、金利の問題でございますが、六分五厘といことで今回どうしてもこの段階におきましてこの政策を打ち出したいということで、私ども政府部内におきまして必ずしも議論いたしたわけでございます。一応六分五厘ということでスタートを切らざるを得ないわけでございますが、御指摘のように、これには若干問題がございまして、さらにこれを低くいたすように努力を続けてまいりたいと考えておるわけでございます。

なお、お尋ねのごいました日韓の問題でございますが、御承知のとおり、日韓の信用の場合におきましては二つございまして、四千万ドルでいわば向こうの零細なり中小の漁業の関係と、それから五千万ドルはいわば会社經營というふうなもの、この二つの範囲がございまして、四千万ドルのほうは五分、それから五千万ドルのほうは五分七厘五毛ということになつております。しかし、これらに向こうに提供いたしまして、御承知のとおり韓国は非常に金利の高い国でございますので、手数料その他を全部加えてまいりますと、最終的な形が本邦におきます私どもの金利より非常に有利になるということはないわけでございます。されど、この辺の御懸念はないと思います。

○川村清一君 まだ空っぽ込んでいろいろお尋ねしたいわけでございます。せつかく資料をいただいたのでござりますから、漁港の問題等にも発展させた、外国船の問題等につきまして、もう少し専管水域の問題につきまして、アメリカ、ニュージーランド、あるいはスペイン、アフリカ、こういったような方面との関係等につきましても、いろいろ議論したいと思いましたが、北条先生の時間に少し食い込んでしまって恐縮しております。以上で私は終了いたしましたが、また何かの機会に一般的な政策論議として取り上げていろいろお話し

合いたい、かように考えまして、本日の質問はこれで終わりたいと思います。

○北條萬八君 私の時間に少し食い込まれたわけ

であります。おもな点伺いたいと思います。

まず、外国人漁業の規制に関する法律案につきまして伺いますが、この法案では、我が国の領海三海里、この水域内の規制にとどまっております。しかし、ソ連にしろ、韓国にしろ、最近は漁業の進展に対する意欲が旺盛でございまして、この方面に非常に力を入れておりますし、したがつて、その将来を考えますと、少しも油断ができず、長期見通しのもとに万全の措置を講じなければならぬことは、申すまでもありません。その意味から、韓國漁船に対しましては、これは日韓条約の締結によりまして、万一の場合があれば一方的に専管水域を設けることによってある程度規制ができますけれども、ソ連その他の諸外国の漁船に対しましてはそれができません。もし将来わが国の距岸十二海里以内で優良な漁場が形成されると、いうようなことを仮定した場合には、外國漁船が距岸にどんどん近づいてきまして三海里までは入ってくるようになります。そういうことを考えますと、非常に心配であります。政府としましては、専管水域を、この際、十二海里、諸外国並みに設定しないでもいいという理由はどこにありますか、これはすでに質問が出たかと思ひますけれども、この前私おりませんので、その結果論のおもな理由を伺いたいと思います。

○北條萬八君 ただいまのお話でありますと、結果局、いままではそういう外國漁船が来ても十二海里よりもな外でそういう漁労をやっている、おそらく今後十二海里以内に来るとはないから、この際十二海里を設定いたしてもらだると、また、来ることはないと、その確信が強いわけです

ように思ひます。これが十二海里につきましては、現在の確立された国際慣習によれば、三海里というのが排他的な権利を行使できる限界と考えておるわけでござります。したがいまして、十二海里につきましては、現地に立派な権利行使できる立場を堅持いたしておるわけ

といえます。したがいまして、当面の問題を考

えました場合に、韓国につきましては御質問の中

に「北條萬八君の質問」という表につきまして、上から御説明申し上げます。

ソ連のサンマ棒受け網漁業のほか五種類くらいの漁業が行なわれておりますが、第一のソ連のサ

ンマ漁につきましては、ここにございますように、道東、三陸、常磐沖合いで昭和三十年に試験操業が行なわれまして、それ以後逐年増加をして、近年は母船式を併用いたしております。漁獲

高も、年により変動がありますが、昨年あたりでおおむね五万トンくらいとわれわれ想定いたしております。このサンマ船の操業海域は、主として歯舞、色丹の沖合であります。現在日本の実験操合いで参るわけありますが、北海道において、おおむね五万トンくらいとわれわれ想定いたして、それより南に下りまして三陸、常磐沖合いであります。このサンマ船の操業海域は、主として

おかつ別途の国際協定なり何らかの規制が必要ではないかという見解を持っておるわけでございま

す。

また、当面の見通しといたしまして、日本の沿

岸におきまして問題の出てまいりますのは、主と

してソ連、韓国の問題でございます。また、わが

ほうといたしましては、別途世界の七つの海に出

かけまして、それぞの海域におきまして、こち

らからは遠洋でござりますけれども、向こうで申

しますと沿岸に近い海域におきまして漁業をやつ

ておりますバランスの問題でございます。しかし、そ

れから遠洋でござりますけれども、向こうで申

しますと沿岸に近い海域におきまして漁業をやつ

ておりますバランスの問題でございます。しかし、そ

れから遠洋でござりますけれども

○説明員(鶴長友義君) 私が七海里と申し上げましたのは、そういうケースが一年に一回くらいあるということだと思います。全体的には距岸の

二十海里ないし三十海里、あるいはそれより沖合いで実質的な漁業が行なわれてゐるということです。常磐沖合いについても同様でござります。

○北條雛八君 そうすると、操業は、絶対に七海
里^{しほり}には^{しまへ}、二十海里、三十海里の百年^{ひゃくねん}を
ます。

○説明員(鷹長友義君) 私が七海里と申し上げます
里なんぞはしない、二十海里、三十海里の距岸で
やるのですか。」

したのは、たしか、一昨年、七海里付近で発見されたのと、昨年、サンマ船が三陸沖大体十二海里のところに一隻発見され、その事実をつぶさに

申し上げたのでありますて、ソ連が行なつております実質的な操業は、三十海里ないしは二十海里

の沖合いで行なわれている、たまに航海その他の都合でそういう入ってきたことがあったにすぎないといふうて申し上げたわけでござります。

○北條雛八君　いまお話しのよう、ともかくやはり来ることは来るわけなんですが、今後はどう

なるかわからないと思います。どんどん向こうでも船はふやし、漁労の意欲は旺盛でありますから、決して安心していることはできないと思うのです。

ですが、それでもなお長官は、いまあわてて十二
海里の専管水域を置く必要はない、置くことに

よってかえって日本の漁労に不利があるというようなことがあるのか、こういうことも付け加えて、もうちょっと観切て理由もお話し願いたいと

○政府委員(久宗高君) 思います。
対ソ連の関係で申し上げ

たように、主として問題になりますのは、二十海里ないし三十海里でおきます多獲生魚についての

問題があり得ると考へてゐるわけであります。したがいまして、さうした問題を調整いたしますとしますれば、十二海里という専管水域の問題ではなくて、その種の漁業を漁業協定の中で取り上げて、何らかの競合についての取りきめをいたすよ

それから十二海里の問題につきましても、私は一般的にこれを一方的に宣言することは国際法上問題がある、こう言つてゐるわけでありますが、二国間で合意に基づきまして処理をいたします場合には、これはそうではないわけでござります。たとえば韓国との間におきましてはさような措置をとつてゐるわけであります。ソ連との関係におきましては、十二海里をソ連との間で話し合ひをすること自体に、必ずしも漁業上それが有利とも考えられませんし、また、別の問題として、安全操業につきましてのわがほうの主張につきましてかえつてその主張がしにくいやうな形にもなるという重要な問題を控えております。十二海里専管水域問題をソ連との間で考えることは不得策であろうというふうに考えております。

○北條高八君 これはほかの国ではみな専管水域が十二海里が多いわけでありますか、なにも十二海里に限つたことはないわけですね。二十海里、三十海里でも、やはり将来のことをおもんばかりて専管水域をつくつておいたほうがいいとなれば、つくつておくべきじゃないかというふうに思ふわけですが、こちらで出かせぎでありますから、その意味からむしろそういうのはつくらないほうがいいんだということはつきりしてゐるなら、それはそれでいいんですけれども、その点があまり説明がなかつたわけですが……。

○政府委員(久崇高君) 少なくとも現在の段階では、具体的に問題になりますのはソ連、韓国船でござりますので、この段階で直ちに十二海里専管水域を両国との間で話し合いにおいてとるといふことも必要なからう、こう言つてゐるだけでござります。御指摘のように、わがほうといたしましては、現在の段階では、世界の各海域に出漁いたしまして問題が非常に多いわけでございますので、一番私どもが危惧しておりますのは、十二海里がいかかうかという問題よりは、一応三海里の中

いろいろな問題がすでに確立しているわけでござりますが、三海里よりも外にかりに漁業専管水域を置きました場合に、その中ににおける他の国との実務のある漁業をどう取り扱うかということが、実は全くいまのところ固まってないわけでござります。さような意味におきまして、十二海里という問題をわがほうで引きます場合にも、その中におきます他国の漁業をどう取り扱うかという問題を固めることが先でございまして、さような意味におきまして、私どもいたしましては、先日、米国との関係におきまして、この問題を、法律問題をたな上げにいたしまして、十二海里をめぐります漁業の調整につきまして具体的な取りきめをいたしたわけでございます。これはまさに国際的な慣行をつくっていく過程でございまして、アメリカに次ぎましてニュージーランドとも話し合いをいたしました。さらに今後スペインあるいはインドネシアというふうに、具体的に二国間で十二海里内におきます実績問題につきまして具体的なお話し合いを進めていく過程は、同時にこれは国際慣行をつくっていく過程でございますので、かような問題が熱してまいりますまでの間は、少なくとも現在確立されております国際慣行を基礎にいたしまして処理するのが最も妥当であろう、こう考えておるわけでございます。

のデータも、もうひとつ詳しいデータを、年度ごとに、また回数別に、それから接岸距離別に、まとめて書類として提出していただきたいと思います。

○政府委員(久宗高君)　ただいま御要望の資料でございますが、断片的にはいろいろござりまするが、私どもといたしましては、今後さらに本法が施行されますれば、それに伴いまして詳細な資料もつくり得るかと思うのでござります。現在の段階では、先ほど生産部長から申し上げた程度にとどまっておるわけでございまして、御了承をいただきたいと思います。

それから中小漁業振興特別措置法におきまして、初年度、先ほどのお話が出来ましたように、カツオ・マグロ漁業と以西底びきを取り上げておるわけでござります。両漁業とも国際関係の非常に強い影響を受ける可能性のある漁業でございますので、カツオ・マグロ漁業につきましては、先般来相当の不況におちりまして、根本的な立ち直りを準備していた経緯もございますので、ほぼ準備も整ってきたということで、まあ本法の初年度でございまますので、私どもといたしましても一應自信のあるものをまずやりまして、その経験に基づきましてさらに必要な漁業の調査を並行して進めまして、逐次指定を拡大してまいりたいと考えております。

○北條萬八君　これはまたあとで伺いますけれども、中小漁業の中でサンマ棒受け網、あるいはサバ釣り、イカ釣り——沖合いの多獲性の大衆魚を漁獲対象とする沖合い漁業、これは、白書で見ましてもわかるようだに、労働力の不足や、あるいは

資金の逼迫、豊漁貧乏などで経営が苦しいものが多いためあります。特に下層経営体は、廃業やあるいは規模の縮小をしていくのが目立つて多くなっており、一層動きの激しい苦しい階層であると聞いておりますけれども、業種と規模の上からいって、どんな傾向にそれらの下層の中小漁業は移り変わつていておるのでしょうか、そういう概況を聞かせていただきたいと思いま

す。

○説明員(池田俊也君) イカ釣り等の漁業は、これは非常に零細な規模でございまして、中小漁業といいましても、ほとんど最低限界に近いような種類の漁業でございます。それからサンマ漁業でございますが、これも一般的には経営は非常に小さいわけでござりますけれども、他の漁業種類との兼業が多いのでございます。先ほども川村先生からお話をございましたが、たとえばサケ・マス漁業というようなものの裏作としてやっておる漁業が多いわけでございまして、そういう意味で、さかにお話がございましたが、たとえばサケ・マス漁業は比較的にまあ高収益の漁業でござりますので、それとうらはらの関係にありますので、まあサンマ漁業についてだけ考えますと、かなり最近は漁業獲量が減りまして経営状態がよろしくございませんけれども、総合して考えますと、まずどうにか經營として存続できるような状態だと思います。傾向といたしましては、必ずしも各業種を通じまして一般的な傾向として把握できることははつきりいたしませんけれども、一般的に申し上げますと、やはり經營規模は若干ずつではござりますけれども拡大するような傾向にあるように考えております。

○北條萬八君 もちろん拡大するものもあるわけですけれども、縮小していくものもあるわけですね。これら漁業段階は、非常に苦しい仕事をしておるわけであります。したがって、一部には、カツオ・マグロ漁業あるいは沖合い底びきなど本制度の対象として取り上げられている業種、そのほかの有利と見る漁業も、兼業といいますか、兼営するものが相当にあります。十トンを

多少上回る程度の経営体には、目をとつたり、あるいはコンブをとつたり、一本釣り、ひき網、その他小型底びき等を兼営するものもありまして、そういう状況を聞かせていただきたいと思いま

す。

○説明員(池田俊也君) 中小漁業の振興のための具体的な非常にはつきりした形の措置といたしまして、まあ今回の法案にあります考え方方が非常にはつきりした形のものとしては初めてでございますけれども、従来でもたとえばいろいろな面の総合的な対策としてやっておるわけでござります。たとえば金融面における制度として考えますと、中小漁業融資保証法という法律があるわけでございますが、これは信用保証というような制度によって漁業経営の信用力が非常に薄弱であります点を補いまして金融の円滑化を期すると、この制度でございますが、こういう法律がございますが、この法律の運用といたしましては従来から保証料率の引き下げをいたしましたとか、あるいは、それとの関連で公庫融資のワクを拡大するというような措置を実施してまいっているわけでございます。

それからこれは漁業者の所得を全体として確保をすると、こういうような見地でございますが、今回もその一部改正について御審議をいただく予定になつております漁業災害補償制度でございまが、これによりまして災害に対処すると同時に漁業者の所得も確保する、こういうことで従来と

があるわけでございます。それからやはり中小漁

業の経営をよくすると、こういよいよ見地から

いたしますと、優秀な労働力を確保することが必

要でございますので、そういうような点から、や

あります。

政府は、どんな救済施設といいますか、援助の手を差し伸べておられますか。沿岸漁業等振興法の「等」という字は、結局、これらの零細な中小漁業を意味するものと私は思いますが、そうだとするならば、沿振法の第九条の施策として三十年以来どんな措置をとってこられましたか、その点を伺いたいと思います。

○説明員(池田俊也君) 中小漁業の振興のための具体的な非常にはつきりした形の措置といたしまして、まあ今回の法案にあります考え方方が非常にはつきりした形のものとしては初めてでございますけれども、従来でもたとえばいろいろな面の総合的な対策としてやっておるわけでござります。たとえば金融面における制度として考えますと、中小漁業融資保証法という法律があるわけでございますが、これは信用保証というような制度によって漁業経営の信用力が非常に薄弱であります点を補いまして金融の円滑化を期すると、この制度でございますが、こういう法律がございますが、この法律の運用といたしましては従来から保証料率の引き下げをいたしましたとか、あるいは、それとの関連で公庫融資のワクを拡大するというような措置を実施してまいっているわけでございます。

まあいろいろございますが、私どもいたしましては、いろいろな制度をうまくからみ合わせまして、全体として中小漁業の経営の向上に努力をしてまいっているつもりでございます。

(理事任田新治君退席、委員長着席)

○北條萬八君 いざれにしましても、先ほども申しましたとおり、下層の中小漁業者、いわゆる沿振法にあります「等」に含まれるそういう漁業者は、非常に苦しんでおるわけなんであって、そのための充実に努力をしてまいっているわけでござります。

○北條萬八君 ついでに伺いますけれども、カツオ・マグロ漁業あるいは以西底びきと他の業種を兼営しておる者があることは先ほども申し上げましたが、これでできない問題がございまして、さよう受け入れ体制での指導いたしまして、さよう受け入れ体制でございませんと、実はこれ非常に乗りにくくという問題がございます。もちろん、これには業界だけにおまかせできない問題がございまして、私どもが十分指導いたしまして、さよう受け入れ体制でございませんと、実はこれ非常に乗りにくくという問題がございます。

○北條萬八君 ついでに伺いますけれども、カツオ・マグロ漁業あるいは以西底びきと他の業種を兼営しておる者があることは先ほども申し上げましたが、それからやはりこれも一般的な制度でございまして、漁船の損害に対しましては漁船災害補償法もそのがんまり活用されなかつたんじゃないのかどうですか、その点を伺いたい。

○説明員(池田俊也君) カツオ・マグロ漁業に西の漁業につきましては、カツオ・マグロ漁業にもある程度ございますが、比較的兼営の形は少ないわけでございます。しかしながら、たとえば先ほど申しましたサケ・マスとサンマの兼営というかこうが多いわけでございます。私どもいたしましては、今回の法案は、一應漁業種類に着目をいたしまして、それが基準に合致する場合にはその業種を指定する、こういうことでござりますが、実際に使われる船は共通でございますが、たとえば一つの、仮の話でございますが、サケ・マスとサンマを兼営している船につきまして、サンマ漁業が今回の法律に基づきまして政令で指定されるということになりますと、当然その船は融資なり何なりの対象になる、そういうわけでございます。

○政府委員(久宗高君) 私どもも同様に考えておるわけでござりますが、先ほども申しあげましたように、今回の施策は具体的な計画を立てまして、個別の経営を抬い上げる形になるわけでござりますので、やはり当業界の受け入れ体制が相当熟しておりますと、せっかくこれだけのことやろうといてしましても中途半端になつてはいけないということで、大事をとりまして、初年度におきましては、一応私どもいたしましても準備もほぼよろしいかと考えます二業種をたまたまどつたわけでございまして、御指摘のように、この種の施策が必要な漁業種類はこの二業種に限られないと同時に、業界におきます受け入れ体制の促進につきまして格段の努力をいたしまして、できるだけ早く必要な分野にこの施策が及ぶよう運用してまいりたいと思います。

○北條楠八君 いまのお話をだと、まあ初めての試みだから、とりあえず二業種に限定したんだといふふうに言われておりますが、これは経費の点もあると思いますが、私は中小漁業を全部対象にしていいくらい思っております。来年の予算編成期も近づいていますけれども、来年は業種を二種以上にふやすというようなお考えはないのですか。

○政府委員(久宗高君) この法案を審議している現段階におきましては、正直申しますと、私どもこの法案をまず通しましてその実施をいたしますのに精一ぱいございまして、いまの段階ではつきり何業種を来年度取り上げるというところまで実は準備が整していないわけでございます。いずれにいたしましても、法律が施行されれば、その法律の要件に該当しているものがどうぞ、その他の急いでやりたいと考えております。

○北條楠八君 この二業種をきめられるときにも

いろいろ審議をされたことだと思いますけれども、この二業種に次いで今度指定されるとすればどういうものを考えておられますか。

○政府委員(久宗高君) 現在のところ、私どもも確定的に実は申しかねるのでございます。若干の調査を並行していたしましたのもござりますが、多少資料といたしましては十分でございませんので、これと並行いたしまして早急に調査を行って処理を進めたいと考えております。この段階では、まだちょっと申し上げかねるわけでございます。

○北條簡八君 今度は振興計画というものをつくることになりましたが、この振興計画の策定にあたりまして沿岸漁業等振興審議会にはかるものとするという衆議院の修正があつたわけであります。が、同審議会には中小漁業関係者がメンバーとして入っておるのですかどうですか、その構成についてどういうふうに考えておられるか、わかつておればお答えいただきたいと思います。

○説明員(池田俊也君) これは沿岸漁業等振興法によります審議会でございまして、現在もあるわけでございます。それで、の中には当然中小漁業者あるいは沿岸漁業者が入っているわけでございますが、私ども今回のこの法律の関係で沿岸漁業等振興審議会の御意見を伺うわけでございますけれども、まだこれははっきりきめているわけじやございませんけれども、従来のメンバーは必ずしも中小漁業に重点を置いておりません。むしろ沿岸漁業に重点を置きました。その他一般学識経験者が入っていらっしゃるわけでございますので、今回の法律に基づきましていろいろなことを御相談申し上げる場合には、何かその下部組織と申しますか、専門的な部会等も場合によれば考えなければならぬのではないかと思つてゐるわけでございますが、まだそのメンバー等について具体的にはつきりした話は出ていないわけでございます。

○委員長(野知浩之君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(野知浩之君) 速記を始め。
これにて暫時休憩いたします。

午後一時二十分休憩

午後四時二十一分開会

○委員長(野知浩之君) これより委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、中小漁業振興特別措置法案及び外国人漁業の規制に関する法律案を一括して議題とし、質疑を行ないます。

両案について質疑のある方は、順次御発言願います。——別に御発言もなければ、両案についての質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(野知浩之君) 御異議ないと認めます。

これより中小漁業振興特別措置法案について討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御意見もないようでございますが、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(野知浩之君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。中小漁業振興特別措置法案を問題に供します。本案に賛成の方の举手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(野知浩之君) 全会一致と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

川村君から発言を求められておりますのでこれを許します。川村君。

○川村清一君 ただいま可決されました中小漁業振興特別措置法案について、自由民主党、日本社会党、公明党、三黨の共同による附帯決議案を提出いたしますので、御聴取をお願いいたします。

案文を朗読いたします。

中小漁業振興特別措置法案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行にあたり、わが國漁業において主要な地位にある中小漁業の振興のため、左記事項の実現に努めるべきである。

記

一、中 小漁業の業種の指定にあたり、沿岸漁業等振興審議会及び関係漁業者の意見を十分にきくとともに、中小漁業の生産性の向上その他経営の近代化を促進するため、本年度以降指定業種を拡大すること。

二、農林漁業金融公庫の資金枠を拡大し、利率の引下げを図るとともに、指定業種の実情に即し、その融資が効果的かつ彈力的に運用できることの措置すること。

三、漁業従事者の労働条件等の改善に努め、その近代化を促進し、労働力の確保に万全を期すること。

右決議する。

○委員長(野知浩之君) おはかりいたします。川村君提出の附帯決議案に賛成の方の挙手願います。

[賛成者挙手]

○委員長(野知浩之君) 全会一致と認めます。

よつて、本決議案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

川村君提出の附帯決議案に賛成の方の挙手願います。

[賛成者挙手]

よつて、本決議案は全会一致をもつて本委員会の決議として決定いたしました。

ただいまの決議に対し、農林大臣から発言を求められておりますので、これを許します。倉石農林大臣。

○國務大臣(倉石忠雄君) ただいま御決定になりました附帯決議につきましては、政府におきましては、その趣旨を十分尊重いたしまして、その実現に努力をいたしたいと存じます。

○委員長(野知浩之君) 次に、外国人漁業の規制に関する法律案について討論に入ります。御意見ある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御意見もないようですが、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

「[異議なし]と呼ぶ者あり」

○委員長(野知浩之君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。外国人漁業の規制に関する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長(野知浩之君) 全会一致と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、ただいま可決すべきものと決定いたしました二法案について、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成は、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(野知浩之君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(野知浩之君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(野知浩之君) 漁業協同組合合併助成法案及び漁業災害補償法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

初めに両案について提案理由の説明を、次いで補足説明を聽取いたします。倉石農林大臣。

○國務大臣(倉石忠雄君) 漁業協同組合合併助成法案につきまして、その提案理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

昭和二十四年二月、水産業協同組合法が施行されましたが、全国的に漁業協同組合の設立をみ、以来、漁業協同組合は、沿岸漁民の唯一の協同組織としてその経済的・社会的地位の向上と漁業生産力の発展をはかる上で重要な役割りを果たしてまいりました。

第一に、本法案による助成等の対象は、沿岸の漁業協同組合の合併といたしておらず、その手続きは、関係組合が、共同して、合併及び合併後の組合の事業經營に関する計画を立て、昭和四十五年十二月三十一日までにこれを都道府県知事に提出し、その適否の認定を求めるところといたしております。

第二に、政府は、その計画が適当である旨の認定を受けた漁業協同組合が昭和四十六年三月三十日までに合併いたしました場合には、予算の範囲内において、適正な事業經營のため必要な施設の整備に要する経費等につき助成することとしたおります。

第三に、漁業権を有している漁業協同組合の合併を円滑ならしめるため、合併後の組合の漁業権の変更等につき特例を設けることとしたおります。

以上が、本法案の提案理由及びその主要な内容です。

なお、本法案と関連して、租税特別措置法の改正によりまして、漁業協同組合の合併の場合の清

ないものであります。

従来、政府におきましては、昭和三十五年に制定された漁業協同組合整備促進法に基づき、不振組合の整備につとめてまいりましたが、同法はおおむね所期の目的を達したと思われますので、同法に基づく整備計画の樹立の期限が昭和四十二年三月三十一日に終了することを契機に、最

近の経済情勢に対応できるような漁業協同組合をはかることといたしました次第であります。

このため、漁業協同組合の合併についての援助、合併後の組合の事業經營の基礎を確立するのに必要な助成等の措置を講じ、新たな時代の要請に即応する漁業に関する協同組織の健全な發展に資するため本法案を提出した次第であります。

次に、本法案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、本法案による助成等の対象は、沿岸の漁業協同組合の合併といたしておらず、その手続きは、関係組合が、共同して、合併及び合併後の組合の事業經營に関する計画を立て、昭和四十五年十二月三十一日までにこれを都道府県知事に提出し、その適否の認定を求めるところといたしております。

第二に、政府は、その計画が適当である旨の認定を受けた漁業協同組合が昭和四十六年三月三十日までに合併いたしました場合には、予算の範囲内において、適正な事業經營のため必要な施設の整備に要する経費等につき助成することとしたおります。

第三に、漁業権を有している漁業協同組合の合併を円滑ならしめるため、合併後の組合の漁業権の変更等につき特例を設けることとしたおります。

算所得等につきまして税制上の優遇措置を講ずることを予定しております。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますよう、お願い申し上げます。

次に、漁業災害補償法の一部を改正する法府案につきまして、その提案理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

漁業災害補償制度は、昭和三十九年十月に発足いたしまして以来、中小漁業者が漁業災害によつて受けた損失を補てんすることにより、中小漁業者の漁業再生産の阻害の防止及び漁業經營の安定に寄与してまいりました。しかしながら、本制度につきましては、なお改善すべき事項が残されておりまして、このため中小漁業者の幅広い加入を得られず、この制度が十分に利用されなかつたという状況にあります。

政府といたしましては、このような事情にかんがみ、異常な漁業災害に対処して政府の保険事業を実施するとともに、中小漁業者の加入の円滑化をはかる等、現行制度の健全かつ円滑な運営を確保することを旨として、銳意検討を進めてまいりました結果、ここに本改正法案を提出いたしました次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、政府の漁業共済保険事業の新設であります。

政府の行なう保険事業は、漁業共済組合連合会が漁獲共済及び養殖共済についてその会員に対して負う再共済責任を保険する事業としておりまして、漁業者が共済組合との間で共済契約を締結いたしますと、漁業種別等に応じた保険区分ごとに、その共済契約にかかる再共済責任を一体として、政府と連合会との間に保険契約が成立するものいとたしております。政府の保険の方式といましましては、いわゆる超過損害額方式によるところとし、その保険金は、保険区分ごとに、連合会が支払うべき再共済金の合計額が一定額をこえる場合に、そのこえる金額を支払うこととしたしてお

度の健全かつ円滑な運営を確保するための措置といたしまして、共済限度額率の引き上げ等による給付内容の充実、国庫補助の強化等をはかることとし、所要の予算措置を講ずることいたしております。

以下、本法案の骨子について、その概略を御説明申し上げます。

第一回 政府の漁業生産保険事業についてありますが、保険の基本的な仕組みをいたしましては、漁業災害の特殊性にかんがみまして、全国段階において保険設計を行ない、政府と漁業共済組合連合会との間に保険契約を成立させることいたしました。この保険契約は、連合会とその会員との間に漁獲共済または養殖共済にかかる再共済契約が成立いたしますと、当然に、漁業の種別または養殖業の種類に応じた保険区分ごとに、その共済責任期間の開始日が同一の会計年度に属する共済契約についての再共済責任を一体として成立するものといたしております。政府の保険金につきましては、連合会が支払うべき再共済金の合計額が一定額をこえる場合に、そのこえる金額を支払う方式をとっておりますが、この場合の一定額は、保険区分ごとに、再共済金額の合計額のうち、連合会の再共済責任にかかる危険の態様を勘案して算定される金額といたしております。また、保険料の金額は、保険区分ごとに、純再共済掛金の合計額のうち、政府の保険責任にかかる危険に対応するものとして算定される部分の金額といたしております。

以上のはか、政府の保険事業の実施につきまして所要の規定を設けておりますが、保険事業の業務の執行に要する経費は、一般会計から漁船再保険及漁業共済保険特別会計に繰り入れて国庫で負担しております。

第二に、漁獲共済及び養殖共済についての改正
であります。漁獲共済につきましては、加入の
円滑化をはかることを主眼として、次のような改
正を行なうこととしております。
まず、漁獲共済について申し上げますと、その
対象とする漁業のうち、探査、探査等につき

ましては、都道府県知事が定める一定の水域単位にこれらの漁業を営む中小漁業者の全員で一つの

団体を構成して加入する方式をとっています

が「以上の漁業協同組合の組合員が入り会い操業する水域での加入を円滑に進めるため、政令で

定めるところにより都道府県知事が当該中小漁業者の住所地のすべてが含まれる地域を分けて二以

上の区域を定めたときは、その区域ごとに団体を

構成し得ること」といたしました。この区域は、当該中小漁業者の全員の住所及び漁獲物の販売に関する

る事情を考慮して、それぞれの漁業協同組合の地区にて定めることとする予定であります。

さるに、十トン未満の漁船漁業につきまして

は、一定の区域内に住所を有する被共済資格者の二分の一以上から加入の申し込みがなければ、共

済契約を締結できることとなつておりますが、

この要件が成り立つやすくするため、被其漁業者

日以下である者は除くことといたしております。

かるため、国庫補助を強化することとあわせて、

採貝、採そう業等につき共済金額の最低限度を設けるとともに、漁獲共済の対象とする漁業について

す。この規定等の整備を行なうこととしたしております。

次に、養殖共済について申し上げますと、漁業

管理が団体的に行なわれている漁業法第七条の特定区画漁業権に基づく養殖業のうち政令で定めるものにつきましては、都道府県知事が定める一定の水域においてその養殖業を営む中小漁業者の全員で団体を構成して加入することといたしておられます。また、共済金の支払いについて養殖業のうち特定のものにつきましては、共済責任期間中の損害額の通算による超過支払い方式をとることといたしておりますが、これを適用する養殖業は、その経営事情及び共済事故の発生の態様に照らして特例を定める必要があるものとして政令で定める種類の養殖業といたしております。

第三に、連合会の再共済事業の改正について申し上げます。

現行制度では、漁業共済組合と連合会との間の再共済契約は、共済契約にかかる支払い責任を連合会と組合とが一定の割合で分担する比例契約となっておりますが、漁業共済団体の事業経営の健全化を期する観点から、漁獲共済及び養殖共済については、共済契約ごとに、支払い共済金が一定額以下であるものについては組合の責任を重くし、損害査定等についての組合の努力を促し、支払い共済金がこの一定額をこえる深い事故については連合会の責任を重くする比例超過契約に改めることといたしております。

第四に、以上申し上げた改正に伴う規定の整備といたしまして、漁業共済保険事業の經理を行なうため、漁船再保険特別会計に独立の勘定として漁業共済保険勘定を新設して、その歳入歳出科目を明らかにし、これに伴い同会計の名称を漁船再保険及漁業共済保険特別会計に改める等、漁船再保險特別会計法の一部改正を行なうことといたしております。なお、当然のこととありますが、漁船再保険事業と漁業共済保険事業とは、保険の対象や仕組みを異にいたしますので、それぞれ明確に区分経理することといたしております。

以上のはか、漁業共済基金の監事の権限を強化し、役員の欠格条項を改正する等、所要の規定の

最後に、本法案の施行期日及び適用区分につきましては、今回の改正が制度の全般にわたりますため、相当の準備期間を置くことが必要でありますので、本法案は、昭和四十二年十一月一日から施行することいたし、政府の保険事業の新設その他漁獲共済及び養殖共済に関する改正規定は、漁獲共済では昭和四十三年一月一日から、養殖共済では同年四月一日から共済責任期間が始まる共済契約について適用することいたしております。ただし、漁船再保険特別会計法の改正関係規定は、公布の日から施行し、昭和四十二年度の予算から適用することいたしております。
以上をもしまして、本法案についての補足説明を終わります。

業共済保険審査会の審査を経て裁決するところに

昭和四十二年七月六日

昭和四十二年七月十五日印刷

昭和四十二年七月十七日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局